

議案第 4 8 号 第 6 次三田市障害者福祉基本計画の策定について

【趣 旨】 現行計画が令和 5 年度で終期を迎えるため、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき第 6 次三田市障害者福祉基本計画（令和 6 年度～令和 1 1 年度）を策定するもの。

【関係法令】 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）（抜粋）

第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【主な内容】

- 1 基本理念 思いやり、支えあい、みんなでつくる共生のまち さんだ
～ いっぽチャレンジ、もっとつながる、ずっと笑顔 ～
- 2 基本目標
 - (1) 生活支援の充実
 - (2) 健やかに成長できる環境の整備
 - (3) 就労や社会参加への支援
 - (4) 共に生きるまちづくりの推進
 - (5) 権利擁護と相談体制の充実
- 3 構成
 - (1) 計画の策定にあたって（計画策定の趣旨、位置づけと期間）
 - (2) 障害のある人を取り巻く状況
 - (3) 計画の基本理念と長期ビジョン
 - (4) 推進施策（基本目標ごとの取組）
 - (5) 計画の推進に向けて（計画の推進体制と進行管理）

【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日